

- エ 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受動的な対応を心がけること。母親の体調の状況等によっては再訪問も考慮すること。
- オ 訪問の際は、地域子育て支援拠点事業の実施場所一覧表を持参するなど、子育て親子が必要とする身近な地域での様々な子育て支援に関する情報を提供すること。
- カ 訪問結果については、あらかじめ市町村で定めた書式に基づき、市町村の担当部署に報告すること。
- キ 市町村の保健師等専門職が訪問結果についてアセスメントし、支援が必要な家庭か否かを判断すること。

④ 研修（講習）

必要な研修（講習）については、各地域の実情に応じて実施するものとし、実施に当たっては、③の留意事項を踏まえるとともに、家庭訪問の同行や援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）などを組み込み、訪問の内容及び質が一様に保てるよう努めること。

⑤ ケース対応会議

訪問により支援が必要な家庭に対しては、必要に応じて、個別ケースごとに具体的なサービスの種類や内容等について、訪問者、市町村担当者、医療関係者等によるケース対応会議を開催し、その結果を踏まえ育児支援家庭訪問事業等による支援やその他の支援に適切に結びつけることとする。

⑥ 新生児訪問指導等との関係

既に、母子保健法に基づく新生児訪問指導等や独自の訪問活動を実施している市町村において、これらの訪問指導等を活用して本事業を実施する場合、本事業の②の内容を満たす場合は、本事業として取り扱って差し支えないこと。

⑦ 実施計画

本事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問することを目的としているが、事業を開始した年度内にこうした目的を達成できる体制整備が困難な場合も想定されることから、段階的に実施することも認められるものとする。この場合にあつては、カバー率（対象家庭に対する訪問実績）100%に向けた実施計画を作成することとし、その計画期間は平成21年度までとする。

なお、作成に当たっては、既に実施している新生児訪問指導や独自の訪問活動の役割分担や活用策について検討し、実効的な計画とすること。

（2）育児支援家庭訪問事業

① 事業内容

市町村の中核機関において、関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援の必要性があると判断した家庭に対し、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な育児支援に関する技術的援助を訪問により実施する事業。

② 実施方法

ア 支援の対象

この事業の支援対象は、生後4か月までの全戸訪問事業の実施その他により市町村長が訪問による養育支援が必要であると認めた、次に掲げるような一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を対象とする。

- (7) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者が、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれや、そのリスクを抱える家庭
なお、妊娠期から継続的な支援を必要とする家庭も対象とする。
- (4) ひきこもり等家庭養育上の問題を抱える家庭や、児童が児童養護施設等を退所又は里親委託終了後の家庭復帰等のため、自立に向けたアフターケアが必要な家庭
- (7) 児童の心身の発達が正常範囲にはなく、又は出生の状況等から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動・発達面等において障害を招来するおそれのある児童のいる家庭

イ 支援内容

- (7) 家庭内での育児に関する具体的な援助
 - a 産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助
 - b 未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導
 - c 養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導
 - d 若年の養育者に対する育児相談・指導
 - e 児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援
- (4) 発達相談・訓練指導
家庭における指導が必要な場合には、理学療法士等を派遣して、家庭の状況等に即した発達指導を行う。

ウ 支援の対象者、支援内容の決定方法

この事業の中核となる機関(中核機関)を定め、中核機関において関係機関からの情報提供や状況把握のための訪問の実施により養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に関する情報の収集を行う。

中核機関は、これらの把握した情報から支援の内容を判断するための一定の指標に基づき、本事業による訪問支援の対象者及び支援の内容を決定する。

なお、この中核機関は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の調整機関がその機能を担うことが望ましい。

エ 訪問支援の実施者

訪問支援の実施者は、中核機関において立案された支援内容、方法、スケジュール等に基づき訪問支援を実施する。

- (7) 養育支援の必要の可能性があるとと思われる家庭に対する育児、家事の援助については、子育てOB(経験者)、ヘルパー等が実施する。
- (4) 産後うつ病、育てにくい子ども等複雑な問題を背景に抱えている家庭に対する具体的な育児支援に関する技術指導については、保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等が実施する。

2 別紙1の(2)その他の事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価をし、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金

算定の基礎とする。

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

①趣 旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）（以下「地域ネットワーク」という。）の要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等（以下「地域ネットワーク構成員」という。）の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

②事業内容

ア 基本事業

調整機関に職員を配置する市町村に対し、専門性の向上を図る取組を行う場合に交付する。

(7)職員の配置

調整機関に、専任職員（非常勤職員等を含む）を原則として配置すること。

なお、専任職員（非常勤職員を含む）は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において、業務量にかかわらず調整機関の業務以外の母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に携わっている者であっても差し支えないものとする。

(1)取組内容

(7)の職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」を受講させる。

- ・児童福祉第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会（社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」）
- ・児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会（都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修（講習会）」）

b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

- ・子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）が実施する研修
- ・都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 付加的事業

アの基本事業に加えて、次の(7)～(9)の取組を行う市町村に対して交付する。

(7) 地域ネットワーク構成員のレベルアップを図る取組

地域ネットワーク構成員に対し、

- a アドバイザーとして学識経験者等の専門家を招聘し、児童虐待対応についての共有認識と役割分担等の効果的な運営手法についての研修会・講習会などを開催する。

- b 地域ネットワークの個別ケース検討会議又は実務者会議に、アドバイザーとして学識経験者等を招き、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける。
 - c 他市町村の地域ネットワークと情報交換会等を開催し、効果的な運営手法や個別ケースについての支援方法及び進行管理等について充実強化を図る。
- (イ) 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組
- 地域ネットワークと訪問事業（生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）及び育児支援家庭訪問事業並びに母子保健法に基づく訪問事業をいう。）が、次のとおり連携した取組を行う。
- ・地域ネットワークの調整機関が育児支援家庭訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、育児支援家庭訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う。
 - ・生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う。
- (ウ) 地域住民への周知を図る取組
- 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、次の取組を行う。
- a 地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う。
 - b 地域ネットワーク活動や訪問事業活動についてのマニュアルや援助事例集、または社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る。

生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係る ガイドラインの策定について

1. 趣旨

今国会に提出している児童福祉法改正法案においては、生後4か月までの全戸訪問事業については乳児家庭全戸訪問事業、育児支援家庭訪問事業については養育支援訪問事業として位置づけることとしている。こうしたことを踏まえ、各事業の効果的な実施と全国的な普及を目指し、これらの事業の内容や子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）との連携等について整理し、自治体を取り組むための具体的なガイドラインを作成する。

2. 作成手順

標記事業について、本会議でのご意見を踏まえたガイドライン素案を作成し、その後自治体の意見等も踏まえた上でガイドラインを作成する。

3. スケジュール

年 月		内 容	作 業
H20年度 上半期	↓ ガイドライン素案検討	第1回有識者・実務者会議	訪問事業の論点と方向性の検討
6月 7月		第2回有識者・実務者会議	ガイドライン素案議論
下半期	↓ ガイドライン検討	夏を目途に ガイドライン素案を自治体に提示	自治体意見を踏まえガイドライン検討
		年内に2回程度 有識者・実務者会議を開催	
		年度内に ガイドライン完成	

4. 有識者・実務者会議メンバー

(50音順)

氏 名	所 属 ・ 職 名
一 條 浩	埼玉県中央児童相談所 副所長
来生 奈巳子	国立看護大学校 准教授
児玉 紀久子	習志野市 保健師
笹井 康治	沼津市子育て支援課 課長補佐
佐藤 拓代	東大阪市保健所 所長
関岡 千津野	松山市子育て支援室 保育士
中板 育美	国立保健医療科学院 公衆衛生看護部 主任研究官

5. その他

●事務局

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課 虐待防止対策室
 // 母子保健課（オブザーバー）

注：『第1回「生後4か月までの全戸訪問事業・育児支援家庭訪問事業に係るガイドライン」策定に関する有識者・実務者会議』（H20/6/5）提出資料

児童福祉法等の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（抜粋）
 （第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>② ③ (略)</p> <p>④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>	<p>② ③ (略)</p> <p>④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。</p> <p>⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。）若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）（以下「要支援児童等」という。）に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p>

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一條の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 三 (略)

第二十一條の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等(特定妊婦を除く。)[を把握したときは、当該要支援児童等に対し、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十条、第十一條第一項若しくは第二項又は第十七條第一項の指導(保健所

一 前条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 (略)

②⑤ (略)

第十二条 (略)

② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号からホまでに掲げる業務並びに障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に規定する業務を行うものとする。

③・④ (略)

第二十一條の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの(以下「子育て支援事業」という。)が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

一 三 (略)

を設置する市又は特別区にあつては、同法第十九条第一項の指導を含む。）に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十の三 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の実施に当たつては、母子保健法に基づく母子保健に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第二十一条の十の四 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要保護児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の所在地の市町村長に通知するものとする。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④ (略)

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

③・④ (略)

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三・四 (略)

五・六 (略)

七 子育て短期支援事業又は養育支援訪問事業の実施が適当であると認める者は、これをその事業の実施に係る市町村の長に通知すること。

② (略)

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

第二十六条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

- 一 (略)
- 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業（次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。）を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

五 (略)

② (略)

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める者に指導を委託すること。

三・四 (略)

②⑥ (略)

(削除)

第二十七条の四 第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導(委託に係るものに限る。)の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十三条の七 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及び第三十三条の九において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(児童福祉施設に入所中の児童を除く。)に対し、親権

第二十七条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。

一 (略)

二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県以外の相談支援事業を行う者に指導を委託すること。

三・四 (略)

②⑥ (略)

⑦ (略)

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者(次条及び第三十三条の八において「児童等」という。)の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の七 (略)

② 児童相談所長は、前項の規定による未成年後見人の選任の請求に係る児童等(児童福祉施設に入所中の児童を除く。)に対し、親権

を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

第三十四条の九 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 五 (略)

六 乳児家庭全戸訪問事業の実施に要する費用

七 養育支援訪問事業の実施に要する費用

八 (略)

九 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第九号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十の二第四項、第二十一条の十二、第二

を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならぬ。

第四十九条 この法律で定めるもののほか、児童自立生活援助事業及び放課後児童健全育成事業並びに児童福祉施設の職員その他児童福祉施設に關し必要な事項は、命令で定める。

第五十一条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 五 (略)

六 (略)

七 (略)

第五十三条 国庫は、第五十条(第一号から第三号まで、第五号の二、第六号の二及び第九号を除く。)及び第五十一条(第三号及び第五号から第七号までを除く。)に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第六十一条の三 第十一条第五項、第十八条の八第四項、第十八条の十二第一項、第二十一条の十二又は第二十五条の五の規定に違反し

十五條の五又は第二十七條の四の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

た者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改正案	現行
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業又は小規模住居型児童養育事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p> <p>三十三 (略)</p> <p>4 (略)</p>

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）
 （附則第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童虐待を行った保護者に対する指導等） 第十一条（略） 2、4（略） 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。</p>	<p>（児童虐待を行った保護者に対する指導等） 第十一条（略） 2、4（略） 5 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の六の規定による請求を行うものとする。</p>

児童虐待防止に係る広報啓発（オレンジリボン・キャンペーン等）の取組について

平成16年度から、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待に関する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成20年度においても、月間標語の公募、広報啓発ポスター・チラシの作成・配布、新聞等各種媒体を活用した広報啓発などを行うほか、「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しが」を、11月2日（日）～3日（月・祝）に滋賀県大津市において開催することとしている。

この全国フォーラムは、国が主催として実施するものであるが、開催地にとっても、児童虐待防止に向けた機運の醸成に資するほか、地方自治体に加えて広く関係者が運営に参加することにより、地域の関係機関や民間団体等との連携が促進される等の効果が期待されるものである。

については、平成21年度の開催地の選定に当たり、都道府県を対象に広く開催希望を募ることとしたので、関心のある都道府県におかれては、虐待防止対策室調整係まで問い合わせただくとともに、開催希望がある場合には、7月18日（金）までに連絡願いたい（詳細は、別途配布の事務連絡参照）。

また、子どもの虐待を防止するメッセージが込められた「オレンジリボン・キャンペーン」は、多くの国民が児童虐待を自らの問題として関心を持ち、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める有効な取組であると考えられることから、本年度も「オレンジリボン・キャンペーン 2008（案）」として、オレンジリボンを通じた啓発活動を積極的に展開していくこととしている。

各地方自治体におかれても、別添資料「オレンジリボン・キャンペーン 2008（案）」を参考に、民間団体やメディアとも連携しながら、地域住民と接点のある様々な場面や機会を活用して、本キャンペーンの展開をお願いしたい。

【参考】過去の全国フォーラム開催状況

- 平成17年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in さいたま」
〈テーマ〉 すべての子どもと子育てを大切にする社会づくりに向けて
- 平成18年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in しずおか」
〈テーマ〉 子どもと家族の声に耳を傾けて
- 平成19年度 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム in くまもと」
〈テーマ〉 児童虐待対策の今、そして、これから